

東シナ海における資源問題およびその解決方法について

金 永明

はじめに

- 一 東シナ海における中日間境界画定に関する紛争の焦点
- 二 東シナ海における境界画定の解決に関する関係条項の内容
- 三 東シナ海における境界画定の解決に向けて—暫定的な取極—
- 四 日本における海洋に関する新法律の東シナ海問題への影響
おわりに

はじめに

中日両国の間に横わたる東シナ海は、四〇〇海里に満たない海域である。この東シナ海の大陸棚には、豊富な石油資源や天然ガスが埋蔵されている可能性があるという報告が出されて以来、国際社会の注目を浴びて来た。また、中国の東シナ海での海底資源の実質的な開発により、この東シナ海に関する資源の開発をめぐる、中日両国の間で特に二〇〇四年五月から激しい対立が生じている。

もともと、『国連海洋法条約』の排他的経済水域、大陸棚制度の成立により、国際社会における多くの海洋境界画定の問題が生じてきていたが、中日両国の東シナ海の資源に関する問題もこの『国連海洋法条約』の適用及び中国の

実質的な開発が進んだことにより生じてきている紛争だと言えよう。

一 東シナ海における中日間境界画定に関する紛争の焦点

中日両国とも『国連海洋法条約』に基づいて、二〇〇海里の排他的経済水域を主張し、これにより、東シナ海に海域の重複が生じ、これによって両国間に境界画定の問題が出てきている。また、両国とも自国に有利な資源の確保を主張し、さらに、釣魚群島（尖閣諸島）の領有問題と絡んで、この東シナ海における資源開発問題が一層複雑になっている。

中日両国の東シナ海における資源に関する問題は、主な対立点には次のものがある。

第一に、紛争海域についてである。日本は、紛争海域は東シナ海全体におけるお互いの二〇〇海里主張の重複する海域であると主張している。これに対して、中国は、紛争水域は日本の主張している「中間線」と沖縄トラフの間であると主張している。確かに、日本は、東シナ海全体において、二〇〇海里の排他的経済水域を主張できるが、国内の『排他的経済水域および大陸棚に関する法律』（一九九六年）の第一条二項によると、他国との排他的経済水域の境界は、中間線より自国側の海域になる。つまり、紛争海域は「中間線」の東側の海域であろう。

第二に、境界画定に適用される原則についてである。中日両国間に東シナ海における境界画定の問題が存在しているが、現在両国にはこれに関する協定や合意が存在しない。境界画定に関して、日本は、排他的経済水域および大陸棚のいずれについても暫定的に中間線を引いている（例えば、『排他的経済水域及び大陸棚法』第一条二項、第二条）。つまり、日本は、境界画定について、中間線の原則を適用すると主張している。これに対して、中国は、『排他的経

済水域及び大陸棚法」(一九九八年)を制定し、境界画定に関する第二条は、「海岸が隣接し又は向かい合っている国家と排他的経済水域及び大陸棚に関する主張が重なり合う場合、国際法を基本として衡平原則に基づき協議により境界画定を行う」と規定している。すなわち、中国は、境界画定の際に中間線を用いることは適当ではなく、また、特に大陸棚については大陸棚の自然延長として沖繩トラフまでの権利を主張している。つまり、両国において、東シナ海における境界画定に関する基本的な争点は、東シナ海の境界画定に「等距離原則・特別事情」と「衡平原則・関連事情」のいずれを一般原則として適用するかという点に相違がある。中日両国はこの問題で交渉を重ねているが、双方の主張は依然として対立している。こうした境界画定に関する主張の相違は、『国連海洋法条約』に由来していると言えよう。つまり、『国連海洋法条約』は、排他的経済水域及び大陸棚の境界画定について次のように規定している。「向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における排他的経済水域(大陸棚)の境界画定は、衡平な解決を達するために、国際司法裁判所第二十八条に規定する国際法に基づいて合意により行う」(第七十四、八十三条)と規定している。これらの条項は、等距離原則にも、衡平原則にも何ら言及していない。ただ合意によって境界画定の衡平な解決を求めていると読み取ることができる。確かに、以上の条項の内容は、第三次国連海洋法会議での中間線・等距離派と衡平原則派との間の妥決の産物であり、あいまいなものとなっている。この条項の適用に当たっては、解釈が分かれている。これまでの国際判例と実行を見ても、等距離原則・特別事情が境界画定の一般原則として認められていることはいえない。むしろ、衡平原則が境界画定において一般原則として認められていると言えよう。

第三に、沖繩トラフの地位と役割についてである。中国は、東シナ海の大陸棚の自然延長により自国の大陸棚は沖繩トラフまでと主張している。つまり、東シナ海の大陸棚の地質、地形、構成などにより中国大陸が東シナ海の大

棚の形成に貢献していることが決定的で、東シナ海の大陸棚は自然的な境界が沖縄トラフまで延びており、東シナ海の大陸棚は中日両国において同一の大陸棚ではないと主張している。したがって、中国は、東シナ海の境界画定において、沖縄トラフの地位と役割を軽視してはならないと結論している。これに対して、日本は、沖縄トラフはただ窪んだもので、またその周辺の大陸棚の成分が同じであるため、東シナ海の大陸棚は同一の大陸棚であり、均等に画定すべきだと主張している。つまり、日本は、東シナ海の境界画定において沖縄トラフの地位と役割を考慮しないという立場にたっている。

第四に、釣魚群島（尖閣諸島）の領有権についてである。周知の通り、中国は、主に歴史的な事実・根拠に基づいて、台湾及びその附属島は中国の領土であると主張してきたが、日本は、国際法に依拠し、釣魚群島（尖閣諸島）を自国のものと主張している。つまり、中日両国ともに釣魚群島に領有権を持つていう立場をとる。また、いずれも釣魚群島の領有権を放棄していないのが現状である。釣魚群島の領有・帰属問題の解決に関して、大きく二つの方法がある。すなわち、政治的方法と法的方法である。釣魚群島の解決にゆだねると、仲裁裁判又は司法裁判所の判断により、釣魚群島が、全部が一方の国に帰属するか、あるいは分割して双方に与えられるかという結果になると考えられる。現在まで中日両国は法的方法に基づいて、紛争を解決する事例がなかったので、おそらく釣魚群島の領有権に関する紛争は安易に裁判に持ち込まれないだろう。釣魚群島の帰属に関する紛争は政治的に解決するほうがよいと思われる。一つの解決方法は、釣魚群島の領有権に関する問題を棚上げすることである。東シナ海における紛争海域で海底資源の共同開発を進めることができれば、資源を獲得することができ、両国にとって利益となるであろう。この釣魚群島の領有権と絡んで、もうひとつの重要な問題は、釣魚群島の東シナ海の境界画定においての地位と役割であるが、釣魚群島の領有権を棚上げして、その群島には境界画定において何ら地位と役割を与え

ないということである。この場合、釣魚群島を実効支配している日本が、このような認識を受け入れるかどうかが必要な問題になる。これについても政治的な判断が欠かせないだろう。

二 東シナ海における境界画定の解決に関する関係条項の内容

以上に説明したように東シナ海における中日の両国間に二つの紛争がある。ひとつは、釣魚群島の領有権に関する紛争、もうひとつは、境界画定の紛争である。もちろん、これらの問題が絡み合つて、最終的な解決が一層難しくなっている。以下では、東シナ海における境界画定の問題だけを検討する。

実際に、東シナ海における境界画定に紛争は二つの制度が関係し、両国はそのそれぞれに対して別々の立場をとっている。すなわち、『国連海洋法条約』の大陸棚と排他的経済水域制度であり、東シナ海における境界画定は、大陸棚の境界画定と排他的経済水域の境界画定が問題となる。『国連海洋法条約』において大陸棚または排他的経済水域の境界に関する条文(第七十四、八十三条)を見れば、関係国が単に合意により境界画定すべきであると言っているに過ぎない。つまり、大陸棚または排他的経済水域の境界画定に関して、等距離原則にも、衡平原則にも何ら言及しておらず、ただ衡平な解決を達成しなければならないと定めているのである。中日における東シナ海の境界画定に関して、未だに両国の間に境界に関する合意は存在しない。また、境界画定に関する等距離原則・特別事情と衡平原則・関連事情のいずれを一般原則として認めているかという点に相違がある。中日両国は東シナ海の問題について九回の交渉(二〇〇七年九月まで)を重ねているが、双方の主張は依然として対立している。中日の東シナ海の境界画定に関する問題を最終的に解決するのは、容易ではないと考えられている。われわれは、境界画定の最終的な解決の

方法の代わりに、他の方法を求めなければならないだろう。

幸い、「国連海洋法条約」は、境界画定に関する暫定的な方法も定めている。また、中日の東シナ海の問題に関する紛争は、海底の資源に由来し、又は集中しているので、以下では大陸棚の境界画定に関する内容に絞って見ていくことにする。

1 「国連海洋法条約」第八十三条

第八十三条第一項は、大陸棚の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第三十八条に規定する国際法に基づいて合意により行うと定めている。また、第八十三条第四項は、関係国間において効力を有する合意がある場合には、大陸棚の境界画定に関する問題は、当該合意に従って解決するとも規定している。これらの条項に照らせば、中日における東シナ海の境界画定に関する問題は、合意により行うべきであろう。現在この問題に関する交渉が重ねられているが、対立が存在し、境界画定に関する合意は達成されていない。「国連海洋法条約」においてこの状況に対応する条項も存在する。例えば、第八十三条第二項は、関係国は、合理的な期間内に合意に達することができない場合には、第一五部に定める手続に付すると規定している。「国連海洋法条約」は、合理的な期間について、何らの内容も定めていないが、関係国が交渉を続けている間は、合理的な期間と言えよう。また、第一五部に定める手続きの内容と関連のある条項は、第二八七条第一項であるが、いずれの国も、この条約に署名し、これを批准しもしくはこれに加入する時に又はその後いつでも、書面による宣言を行うことにより、この条約の解釈又は適用に関する紛争の解決のための次の手段のうち一又は二以上の手段を自由に選択することができるとして、(a) 国際海洋法裁判所、(b) 国際司法裁判所、(c) 仲裁裁判所、(d) 特別仲裁裁判所を列挙している。中日両国は、今までこれらの紛争

解決手段を選択していない。また、中国は国際司法裁判所の管轄を受諾しておらず、両国が当事者になるケースも存在していない。更に、『国連海洋法条約』の第二九八条第一項に鑑みて、東シナ海の境界画定においては釣魚群島の領土に対する主権をめぐる紛争があるので、境界画定に関する問題を国際司法裁判所又は国際海洋法裁判所に提訴することは難しい。最後に、仲裁の手段についてであるが、仲裁の利用には双方の同意が必要であり、また、仲裁人の選定、手続きと法律の適用についても双方の同意が必要で、仲裁の手段も即時に有効な解決方法ではない。

これに対して、注意すべき条項は、『国連海洋法条約』第八十三条第三項である。すなわち、「関係国は、境界画定に関する合意に達するまでの間、理解及び協力 の精神により、実質的な性質を有する暫定的な取極を締結するため及びそのような過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う。暫定的な取極は、最終的境界画定に影響を及ぼすものではない」と規定している。本条によって、関係国には次のような義務が課せられている。第一に暫定的な取極を締結する努力義務と、第二に最終合意を阻害する行為の禁止義務である。これらの義務は、条文の趣旨からみて、関係国の主張のオーバーラップが生じた段階で義務が生じるという解釈が最も合理的であろう。また、暫定的な取極の内容について、『国連海洋法条約』は何らも規定していなかった。ある学者の解釈によると、「共同開発」は暫定的な取極の重要な形式であると指摘している。中日において東シナ海の境界画定に関する問題の現状を見て、この条項に規定している暫定的な取極、特に共同開発制度は、双方の紛争・対立の緩和に対して有効かつ臨時的な解決方法であると考えられる。

2 『国連海洋法条約』第一二三条

東シナ海の境界画定に関する問題は、次の条項とも関連している。つまり、『国連海洋法条約』第一二三条は、「同

一の閉鎖海又は半閉鎖海に面した国は、この条約に基づく自国の権利を行使しおよび義務を履行するに当たって相互に協力すべきである。このため、これらの国は、直接に又は適当な地域的機関を通じて、次のことに努める。(a) 海洋生物資源の管理、保存、探査および開発を調整すること。(b) 海洋環境の保護及び保全に関する自国の権利の行使及び義務の履行を調整すること。(c) 自国の科学的調査の政策を調整し及び、適当な場合には、当該水域における科学的調査の共同計画を実施すること。(d) 適当な場合には、この条の規定の適用の促進について協力することを関係を有する他の国又は国際機関に要請すること」と規定している。すなわち、本条の規定は、関係国の権利を行使し又は義務を履行するに当たって、国に相互に協力の義務を課している。この条項の内容、また、第八十三条第三項の内容を東シナ海の境界画定に関する問題に適用するならば、中日両国に具体的に次のような義務があると考えられる。

第一に、交渉を誠実に履行する義務である。すなわち、中日両国は、対話又は交渉などの方法を通じて、意見、情報交換し、境界画定に関する対立を縮小するために、交渉を誠実に有効に履行する義務がある。

第二に、紛争の拡大を回避する義務である。すなわち、中日両国は、東シナ海の境界画定に関する紛争の拡大をなすべく回避し、一方的な措置、又は阻害行為を慎む義務がある。

第三に、交渉の成果を促進する義務である。中日両国は、東シナ海の境界画定に関する交渉が最終的な合意を見ていないが、段階的な成果はある。両国は、これらの成果を守り、かつ促進する義務がある。

第四に、協力のための交渉の継続義務である。中日両国は、境界画定に関する問題を衡平に解決するため、継続的に交渉を重ねる義務がある。情報又は意見の交換などは、最終的な合意の達成、又は暫定的な取極の締結には重要である。

三 東シナ海における境界画定に関する問題の解決に向けて—暫定的な取極—

以上見てきたように、東シナ海の境界画定問題の現状に鑑みれば、両国間で最終的な境界画定の合意を今すぐに達成するのは困難で、われわれは境界画定に関する臨時的な措置・制度を求めべきだと思われる。その意味で、暫定的な取極の締結は、もつとも有効かつ双方に受け入れやすい手段・方法であろう。よって、以下に暫定的な取極について総合的に論述する。

1 東シナ海における境界画定に関する交渉の確認と利用

今日まで、中日両国は、東シナ海における境界画定に関する交渉をすでに九回を行っている。両国は、交渉において、境界画定に関する原則の適用、釣魚群島（尖閣諸島）に対する権限などでの対立が激しい。しかし、第六回目の交渉において、一定の成果を収めた。つまり、両国は、東シナ海の海上安全及び衝突の予防のための東シナ海における不測事態に対応する連絡体制の設置で意見が一致している。今後の主な問題は、紛争海域での不測事態に対応する連絡体制の内容を明確にし、利用することである。具体的には、両国の海洋問題に関する部門間の対話を通じて、総合的な連絡体制の内容を確定し、利用することである。

この不測事態に対応する連絡体制、特に海洋の科学的調査と関連のある制度は、中日両国間では、二〇〇一年の口上書による中日相互事前通報制度がある。しかし、この通報制度には、次のような欠点がある。第一に、科学的調査については、通報対象となる科学的調査の範囲や、通報制度に反する形で、かつ、停止・終了要求に従わない現に違反を行っている船舶に対していかなる措置を取り得るかについては規定していない。第二に、紛争海域での第三国の

活動をいかに規定するかについても規定していない。

今後、東シナ海における紛争海域での海上安全のために、両国は総合的、かつ実質的な内容のある連絡体制（事前通報制度の完備と実施）を構築、遵守することは、両国にとって重要であろう。

2 沖縄トラフの地質構造に関する調査の共同実施

中日両国は、沖縄トラフの地質構造に対して、意見が対立している。このため、両国は、共同でまたは第三者にゆだねる形で、沖縄トラフ地質構造に関する調査を実施することもひとつの考えられる方法である。共同調査の報告書に基づいて、沖縄トラフの地質構造を解明し、そして、東シナ海における境界画定において沖縄トラフの地位・役割を決定する。

3 東シナ海における境界画定に関する協議の加速

中日両国共同プレス（二〇〇六年十月八日）で、次のような認識があった。つまり、両国は、東シナ海を平和・協力・友好の海とするため、双方が対話と協議を堅持し、意見の相違を適切に解決すべきであることを確認し、また、双方は、東シナ海問題に関する協議のプロセスを加速し、共同開発という方向を堅持し、双方が受け入れ可能な解決の方法を模索することを確認した。さらに、両国の新共同プレス（二〇〇七年四月十一日）では、双方は、東シナ海問題を適切に処理するため、以下の共通認識に達した。第一に、東シナ海を平和・協力・友好の海とすることを堅持する。第二に、最終的な境界画定までの間の暫定的な枠組みとして、双方の海洋法（「国連海洋法条約」）に関する諸問題についての立場を損なわないことを前提として、互恵の原則に基づき共同開発を行う。第三に、必要に応じて、

従来よりハイレベルの協議を行う。第四に、双方が受け入れ可能な比較的広い海域での共同開発を行う。第五に、協議のプロセスを加速させ、本年（二〇〇七年）秋に共同開発の具体的方策につき首脳に報告することを目指す。以上の認識を踏まえて、東シナ海問題に関する協議の実情に鑑み、双方は協議のプロセスを加速させ、かつ、以前よりハイレベル（例えば、副部長以上のレベル）の協議を行う必要がある。その目的は、協議の効率を高め、即時に暫定的な枠組みの確定、特に共同開発制度の方策の作成である。

4 東シナ海における境界画定に関する共同開発の実施

われわれは、両国政府の共同開発の認識に達したので、それを実現させるために、共同開発制度の内容を検討しなければならぬ。

(1) 共同開発の概念について 共同開発は、二以上の国が話し合いを通じて政府間合意に達し、主に、最終的に境界が確定されていない紛争区域に潜在する天然資源を開発、分配し、共同で、その天然資源を含め、紛争区域に対して管轄権を行使することを指す。更に、もうひとつの共同開発は、境界は確定されているが、境界を挟んでいる資源を共同で開発、分配することを指す。国際社会においては、一般的には、前者を指すケースが多い。

(2) 共同開発の法的根拠について 共同開発の法的根拠で最も重要なのは『国連海洋法条約』第八十三条第三項である。この条項は、大陸棚をめぐる境界画定の合意が成立するまで、「関係国は理解および協力の精神により、実際的な性質を有する暫定的な取極を締結するため及びそのような過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくしまたは妨げないためにあらゆる努力を払う」と定めている。ここでは「共同開発」という語が用いられていないが、有力な解釈としては、「暫定的な取極」には「共同開発」も含まれるし、かつ、「共同開発」は「暫定的な取極」の重要

な形式であると認められている。同時に、協議による共同開発はすでに各国によって採用され、発展させられており、実行が明らかにしている通り、共同開発は強大な生命力を備えている。大陸棚の境界画定を棚上げにして、共同開発区域を条約で定めた例としては、一九八九年のオーストラリアとインドネシア間の「インドネシアの東チモール州と北部オーストラリア間の区域における協力区域に関する条約」や、「一九九〇年マレーシア・タイ合同機関の構成及び設立に関する他の問題に関するマレーシア政府とタイ王国政府間の協定」などがある。さらに、共同開発は国際司法裁判所からも認められている。例えば、北海大陸棚事件において、大陸棚の境界画定は協議により解決すること、または協議が成立しない場合には重複区域を公平に分割すること、または共同開発の協議を通して解決することができるとしている。つまり、共同開発は、理論においても、実行においても、法的な根拠を備えていると言える。

(3) 共同開発の特徴について 共同開発は、主に次のような特徴がある。第一に、実践性である。共同開発の目的は、主に紛争のある区域の潜在的天然資源に対して、協力合意を通して探査、開発を行い、これを実践することである。第二に、有益性である。関係国が紛争を据え置いて早急に探査、開発を行うことは、各側が意見の食い違いをなくし、実際の利益を得る上で有利に働く。第三に、臨時性である。共同開発は、紛争区域の天然資源の開発であり、その協定は最終的な紛争の解決には当たらず、また紛争区域の地位や最終的な境界画定には影響を与えず、過渡的性質を持つ。第四に、共同性である。共同開発に関する合意・協定の主旨は、双方または多方が紛争区域で共同で開発を行うことであり、一方的な開発を禁止することにある。

(4) 共同開発の類型について 大陸棚の境界が画定されているか否かで、共同開発は二種類に分けられる。一つは、すでに画定された境界をまたいだ天然資源の共同開発であり、もう一つは、重複区域で境界が未画定の天然資源に対して探査、開発を行う共同開発である。具体的には次の方式に分けることができる。第一は、地質学上の開発・協力

方式である。すなわち、既定の境界線をまたいだ両側の一定の範囲の共同鉱床に対して、各自の領域内の埋蔵予測量を踏まえて年度採掘量を定める方式である。第二は、共同作業方式である。すなわち、双方の契約に基づいてそれぞれに管轄権を持つ開発者が共同で作業を行う方式である。第三は、提携方式で、各開発者が単独の作業管理者を指定して契約を締結し、すべての開発者のために共同鉱区の開発を単独で行わせ、その上で開発権を持つ各者で利益を分けるという方式である。第四は、共同開発方式である。共同鉱区が一体となっていて分割できない場合、各者が大陸棚の鉱物資源を共有し、共同開発権を行使する方式である。第五は、今後の協力開発方式である。事前に、将来発見される共同鉱物資源について、大陸棚境界画定の協定の中に協力開発の条項を入れる方式である。

また、他の分け方によって、共同開発に関する協定は次のような種類がある。つまり、開発者にライセンスを許可する方式によって、以下の三種類に分けられる。第一は、石油・鉱物資源開発が両国の別々のライセンスによって許可されることを規定する協定である。第二は、石油・鉱物資源開発が両国の共同のライセンスによって許可されることを規定する協定である。第三は、石油・鉱物資源開発が当事国の一方のライセンスのみによって許可され、収入または生産物を他方の当事国と分配することを規定する協定である。

(5) 共同開発の属性について 共同開発は、二つの属性を持つ。第一は、政治的な属性である。関係国間に石油・鉱物資源に関する共同開発を行うには、政治的な判断が不可欠で、その上で、共同開発に関する協定を締結する。第二は、法的属性である。共同開発を行うためには、関係国間で交渉を通じて協定を締結しなければならない。つまり、関係国は共同開発の実施に当たって協定に定めた義務などを履行しなければならない。このような協定の内容は法的属性を持つのである。

四 日本における海洋問題に関する新法律の東シナ海問題への影響

東シナ海における境界画定に関する問題が発生して以来、日本は、海洋問題に関する法律の整備に力を入れてきた。特に、今年（二〇〇七年）の四月二十日、日本の国会において海洋に関する二つの重要な法律が成立した。

1 海洋基本法

海洋基本法は、国連海洋法条約やその他の国際約束に基づき、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することをめざすとともに、海洋を総合的にかつ一元的に管理するために内閣に総理大臣を本部長とする総合海洋政策本部を設置し、内閣官房長官と新たに創設された海洋政策大臣を副本部長に充てるとしている（第一、三十二―三十三条）。また、海洋に関して、六つの基本理念を定めた。すなわち、海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和、海洋の安全の確保、科学的知見の充実、海洋産業の健全な発展、海洋の総合的管理、国際的協調である（第二―七条）。さらに、海洋基本法は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が海洋基本計画を定めなければならないとした（第十六条第一項）。さらに、海洋に関する国の基本施策として、次の十二項目が挙げられた。すなわち、海洋資源の開発及び利用の促進、海洋環境の保全、排他的経済水域等の開発等の推進、海上輸送の確保、海洋の安全の確保、海洋調査の推進、研究開発の推進、海洋産業の推進、沿岸域の総合的管理、離島の保全等、国際協力の推進、海洋に関する国民の理解増進である（第十七条―第二十一条）。

この海洋基本法の成立、施行による東シナ海問題への影響は次のものが予想される。第一は、総合海洋政策本部が

東シナ海における境界画定の問題に管轄権を持ち、効率的な交渉・協議を望める。第二は、海洋基本法の第十七条、第十九条は東シナ海の資源開発に関係していることから、東シナ海の資源開発問題は海洋基本法の規制の対象になり、日本はこの問題に対して国内措置を取ることができることになるといふものである。

2 安全水域設定法

国会で成立したもう一つの法律は、「海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律」(以下、「安全水域設定法」とする)である。「安全水域設定法」第二条は、天然資源の探査、開発、保存及び管理、人工島、施設及び構築物の設置、建設、運用及び利用、海洋環境の保護及び保全ならびに海洋の科学的調査、経済的な目的で行われる探査及び開発のための活動、大陸棚の掘削という「特定行為」に係る工作物等について、国連海洋法条約第六十条四項にいう安全水域を設定することを規定した。この法律では、特定行為に係る工作物のみならず、大陸棚の掘削に従事する船舶が掘削するために進行を停止している段階で、「海洋構築物」になると規定している(第二条第一項)。本法は、東シナ海における日本の海洋権益を保護する必要上、中日間で未画定の東シナ海における日本の主張する大陸棚境界の日本側に中国の船舶が進出してくることを防止することをねらいとしている。また、これにより、日本の民間会社(例えば、帝国石油株式会社)による試掘権設定の際にも、当該試掘船舶や海洋構築物の周囲に安全水域を設定し、他国による妨害行為等を防ぐことが可能となった。この法律の他国の船舶への適用・規制は、東シナ海の境界画定に関する問題が一層複雑になる可能性があり、この法律の東シナ海での不適用が望ましい。

また、「安全水域設定法」を審議した日本の衆議院は、二〇〇七年四月三日に「新たな海洋立国の推進に関する件」と題する決議により、「海上輸送、海洋資源の開発及び利用等の安全の確保は不可欠であり、そのため、海上の安全

及び治安の確保とともに、危機管理について万全の体制を整備することが極めて重要であることにかんがみ、海上保安庁について、危機管理に関する関係行政機関との連携を含め組織体制の総合的な検討・充実に努めること」(第四号)を決議した。これにより、海上保安庁、国内の行政機関との連携だけでなく、他国の海洋に関する行政機関との連携も重要になり、今後海洋に関する体制の整備・危機管理について海洋保安庁が重要な責務を持つことになる。

おわりに

今日まで東シナ海における境界画定に関する交渉は何度も重ねられてきたが、両国間では特に、境界画定に当たって衡平原則、等距離原則のいずれを適用するのか、釣魚群島がいずれに帰属するのかなどについて意見が対立し、双方が譲歩する見込みもない。つまり、現在直ちに東シナ海における境界画定に関する最終的な合意に達することは不可能である。両国首脳は、広い範囲での共同開発を実現させるために、さしあたって暫定的な取極の締結に力を入れて、協力して、紛争海域での共同開発区域の確定などの道を模索すべきであろう。

主な参考文献

- 1 山本草二著 「国際法」 三省堂 一九九七年
- 2 西村弓 「日中大陸棚の境界画定」 『ジュリスト』 No.1321 有斐閣 二〇〇六年
- 3 水上千之 「日本と海洋法」 有信堂 一九九五年
- 4 三好正弘 「海洋の境界画定」 国際法学会編 『日本と国際法の百年 第三卷 海』 三省堂 二〇〇一年

- 5 三好正弘 「日中間の排他的経済水域と大陸棚の問題」 栗林・秋山編著 「海の国際秩序と海洋政策」 東信堂 二〇〇六年
- 6 海洋政策研究財団 「平成十七年度 中国の海洋政策と法制に関する研究」 二〇〇六年三月